

道路交通法第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令について、同条第 3 項において準用する同法第 75 条第 4 項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令 和 7 年 12 月 5 日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7 年 12 月 19 日 午前 10 時 00 分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町 1 番 4 号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館 6 階会議室

道路交通法第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令について、同条第 3 項において準用する同法第 75 条第 4 項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令 和 7 年 12 月 5 日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7 年 12 月 19 日 午前 10 時 00 分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町 1 番 4 号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館 6 階会議室

道路交通法第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令について、同条第 3 項において準用する同法第 75 条第 4 項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令 和 7 年 12 月 5 日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7 年 12 月 19 日 午前 10 時 00 分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町 1 番 4 号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館 6 階会議室

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和7年12月5日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和7年12月19日 午前10時00分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町1番4号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館6階会議室

道路交通法第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令について、同条第 3 項において準用する同法第 75 条第 4 項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令 和 7 年 12 月 5 日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7 年 12 月 19 日 午前 10 時 00 分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町 1 番 4 号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館 6 階会議室

道路交通法第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令について、同条第 3 項において準用する同法第 75 条第 4 項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令 和 7 年 12 月 5 日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和 7 年 12 月 19 日 午前 10 時 00 分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町 1 番 4 号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館 6 階会議室

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和7年12月5日

広島県公安委員会



記

聴聞の期日 令和7年12月19日 午前10時00分開始

聴聞の場所 広島県広島市中区基町1番4号
広島県警察本部別館基町庁舎 西館6階会議室